
平成21年第7回大和町議会臨時会会議録

平成21年10月30日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	渋谷 久 一 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策 課官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策 課官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

議事日程〔別 紙〕

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「行政報告」

日程第4「議案第81号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第3号）」

日程第5 「議案第82号 平成21年度もみじヶ丘保育所増築等の
工事請負契約について」

日程第6「議案第83号 損害賠償の額を定め和解することについて」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

少し早いのですが、おそろいでありますので、ただいまから始めたいと思います。

それでは、ただいまから平成21年第7回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、17番大崎勝治君及び1番藤巻博史君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3「行政報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長浅野元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

今、議長からお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきますと思います。

この件につきましては、大和町民間保育所設立運営法人募集におけます事業者の決定についてでございます。

大和町では、民間保育所設立に向けまして準備を進めてまいりまして、これまでも社会文教常任委員会または全員協議会等で皆様方にもご説明を申し上げ、先般の定例議会でもスケジュールとか、そういった考え方についてご説明を申し上げてきたところでございます。

その後、募集をいたしまして、応募いただいた法人の皆様方の審査をい

たし、その結果、大和町としてお願いする法人を決定いたしておりますので、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

決定事業所等につきましては配付にあるとおりでございますが、法人名称は社会福祉法人たちばな会、これは予定法人ということになっておりますが、社会福祉法人の正式な手続はこれからということでございまして、福祉法人としては予定ということでご理解をいただきたいとします。法人の代表者につきましては、理事長遠藤弥一郎さん。法人の所在地は、大和町吉岡*****番地でございます。

保育所の施設概要につきましては、場所は旧農協跡地ということでございまして、施設の構造等につきましては木造平屋建。延べ面積でございますが765.17平米、建築面積853.24平米でございます。概算の事業予定費は1億7,620万円、入所予定者75名ということでございまして、対応としては、建物につきましては増築とかする状況でない中で100名の受け入れができるという建物になっております。開所予定につきましては、平成23年4月、再来年の4月という予定でございます。

選定経過につきましては、募集の説明会を平成21年8月18日に行っております。このときには19事業者の方々が説明を聞きに来ておりました。その後、募集要項の配布等々を進めておったところでございまして、現実的に申し込みいただきましたのは、書いてありますとおり5法人でございました。（予定法人）社会福祉法人たちばな会（大和町）、社会福祉法人三矢会（富谷町）、（予定法人）社会福祉法人ウィングライフ（仙台市若林区）、社会福祉法人木這子（仙台市青葉区）、福祉法人あすなろ（登米市迫町）の5事業所より応募があったところでございます。

この応募者の方々から書類の提出をいただきまして、その書類の審査を行っておりますし、また面接試験、これは全事業所の代表者の方々においていただきまして、面接をいたしておるところでございます。

この面接と書類審査等につきましては、民間保育所設立運営法人選考委員会という委員会を立ち上げて、そこでやっているところでございまして、その結果といたしまして、先ほど申しました予定法人でございまして、社会福祉法人たちばな会にお願いをしましょうということで決定をしたところでございます。このことを平成21年10月21日に事業者に公表をし

ております。

なお、議会の方には、本日のご説明ということになったところでございますが、議長、副議長、社会文教委員長、副委員長につきましては、10月19日にこの町の決定につきましてご説明を申し上げておるところでございます。

なお、今日、実は地元の城内中東の地域の方々に今後の農協跡地の解体、または今後の利用、そういったことについて説明をする予定としておるところでございます。

こういった状況で法人も決まり、新しい方向の保育所運営に向けてこれから鋭意進めてまいりたいと思っておりますが、今後とも議員皆様からいろいろなご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます、ご報告とさせていただきますと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これで行政報告を終わります。

「町長あいさつ」

議長（大須賀 啓君）

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは引き続きといいますか、開会に当たりましてごあいさつを申し上げたいというふうに思います。

本日ここに平成21年第7回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、旧農協跡地を活用しての民間保育所設置法人募集、応募、審査につきましては、前段ご報告申し上げましたとおり、事業者を（仮称）社会福祉法人たちばな会に決定をし、通知をいたしました。

今後は事業計画に沿いまして、県との協議並びに現場の文化財調査、解

体整地を進め、平成22年度での保育所整備に向けて推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、去る10月8日に日本列島縦断のコースになりました台風18号に関してでございますが、午前8時30分に災害警戒本部を立ち上げまして、早速情報収集に当たりました。

その後、時間経過とともに、西部山地方面への降雨量が増加いたしまして、嘉太神で時間雨量63ミリ、累加雨量 241ミリとなりまして、徐々に吉田川の水位が増加し、最高水位が6メートル21センチに達する状況となりました。このような経緯に対しまして、低地橋梁部分の通行止め措置並びに警戒本部を対策本部に切りかえを行うとともに、水防団の出動要請を行いまして、河川の警らと低地浸水箇所のお土のう積みを行っていただいたところでございます。

また、吉田川沿いの高田地区では一時避難勧告によります避難を行いましたが、夕方にかけて降雨も少なくなった状況があり、避難解除で帰宅することができました。台風の通過により一部土砂崩れや農作物の被害はあったものの、全体を通して人的被害発生には至らず安堵したところでございます。

なお、その後の調査におきまして、農地、農業施設や道路等に洗堀、崩落等の被害を確認しておりますが、現在復旧に向けた対応を進めておるところでございますので、今議会にも調査費の補正をお願いしているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

また、10月18日には、鶴巢教育ふれあいセンターを会場に本年の防災訓練を実施いたしました。好天にも恵まれ、多くの関係者や地域の方々の参加をいただき、真剣な取り組みによりまして十分に所期の目的を達することができたことに感謝申し上げます。

それでは、提出いたしてあります議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第81号は一般会計の補正予算でございますが、5,408万1,000円を追加して、総額を93億7,078万6,000円といたすものでございます。内容といたしましては、今後の新型インフルエンザ予防対策として、予防接種対象者の積極的対応を助長するとともに負担軽減も含め、2回の接種費用

のうち 4,150円を助成し、接種者負担を1回 1,000円にしようとするものでございます。

また、台風18号被害につきまして、国災査定等に要する調査測量設計委託経費を計上しております。財源といたしましては、予防接種に対する県支出金のほか、繰越金をもって調整いたしております。

議案第82号は、もみじヶ丘保育所増築等工事請負契約を締結にするにあたり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第83号は、役場第一駐車場で発生しました来庁者車両と公用車の交通事故につきまして、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上が本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。あいさつといたしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

日程第4「議案第81号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第3号）」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第81号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きいただきます。

議案第81号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,408万 1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ総額を93億 7,078万 6,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1表によるものでございます。

恐れ入りますが、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、16款2項県補助金2目の衛生費県補助金といたしまして、今回の新型インフルエンザのワクチン予防接種を行うにあたりまして、生活保護世帯並びに町民税非課税世帯に対します国2分の1、県4分の1の補助金、国の補助金につきましては、県に収入されて、まとめて町に交付されるという状況でございますので、県補助金としてまとめさせていただきますが、合計4分の3にあたります722万円の計上でございます。それと、今回の補正総額に対します残りの分につきましては、平成20年度からの繰越金4,686万1,000円を予定するものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

それでは、4ページの歳出であります。

4款1項保健衛生費2目の予防費であります。7節から19節までそれぞれ措置をいたしておりますが、今回の新型インフルエンザワクチン接種についての予算計上でございます。

皆様のお手元に別冊の資料が配付されておりますが、その資料に基づいてワクチン接種の概要等につきまして、それから補助の内容等につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の新型インフルエンザワクチン接種についてであります。その概要につきましては、大どころにつきましては、10月1日の新型インフルエンザ対策本部会議が政府により開催されまして、そのワクチン接種の基本方針が決定されているところであります。今回、その政府の基本方針に沿ったワクチン接種が実施されるところであります。その概要といたしましては、感染による死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと、及びそのために必要な医療を確保するというふうなことが最大の目的でございます。その中でワクチン接種の必要性の高い方々から優先して実施するこ

ととなったものであります。

実施主体は国が行うところでありまして、国が医療機関と直接契約により実施いたします。受託医療機関ということで、国からの受託を受けた医療機関が実施をするというふうなことになります。

接種費用であります。基本的には2回接種というふうなことであります。全国一律の接種費用であります。1回目が3,600円、これは初診料を含んでおります。2回目が2,550円というふうなことであります。ただし、2回接種について、1回目と異なる医療機関で接種した場合には3,600円となりまして、あわせて2回で7,200円となるところであります。

これらに対する町の対応ということではありますが、今回は感染者が拡大している中で、接種対象者ができるだけ接種を受けやすい環境をつくり、安全・安心のまちづくりに資するため、そういうふうな考えから町単独により助成措置を講ずることとしたものであります。

この接種の内容につきましては、国から示されました優先的に接種する対象者、接種スケジュールの目安に沿ってワクチン接種が円滑に行われるように、次のような対応をすることとしたものであります。

最初に、接種対象者と接種スケジュールであります。今回の新型インフルエンザワクチン接種の助成対象となる方につきましては、妊婦、基礎疾患を有する者、幼児、1歳から就学前の年齢の方であります。小学校低学年（1年生から3年生）、1歳未満児の保護者、小学校高学年（4年生から6年生）、中学生、高校生相当及び65歳以上の高齢者といたしたものであります。

この接種のスケジュールにつきましては、県から示された内容に沿って、順次それぞれの対象区分ごとに実施をしていくというふうなことであります。11月2日から県で決定されておりますが、基礎疾患を有する方につきましては最優先の方々から順次接種の開始がされているところであります。

大和町の接種対象者につきましては、約1万2,000人と推計をいたしております。妊婦の方が約300人、基礎疾患の方についてはこれは推計であります。1,400人、小学校1年生から3年生までの方が2,200人、1歳未

満児の保護者につきましては約 800人、小学校4年生から6年生まで、それから中学生、高校生については約 2,300人、それから高齢者につきましては約 5,000人との予定をいたしたところであります。これらにつきましては、順次県から指示されました接種スケジュールに沿って、それぞれの医療機関で接種が開始されることになるものであります。

2ページをお開きいただきますが、負担の軽減措置でございます。

第1点につきましては、生活保護世帯と町民税非課税世帯の方につきましては無料といたすものであります。この対象者につきましては、前段財政課長からも説明がありましたが、国・県の負担軽減措置がございます。負担軽減の割合といたしましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうなことでございまして、全体的に無料というふうな形になります。

それから、生活保護世帯あるいは町民税非課税世帯以外の接種者につきましては、1回目、2回目のそれぞれの接種につきまして、原則自己負担を1,000円とするものであります。これにより1回目の町の助成が2,600円、2回目が1,550円、あわせて4,150円の町の負担が生ずるものであります。

助成の方法につきましては、郡内の受託医療機関等への委任による代理受領払い。いわゆる郡内の指定された医院につきましては1回あたり1,000円の自己負担で後はよろしいというふうなことです。あとそれから医療機関に町の方で直接支払うというふうな形になります。それから、郡外の医療機関での接種者につきましては、償還払いというふうなことでございまして、接種者から町の方に請求をしていただきまして償還払いというふうな形になります。一たん全額支払いをしていただきまして、それから自己負担分を除いた部分を町で助成するというふうな形になるものであります。

接種医療機関でございますが、接種医療機関につきましては、県内の各受託医療機関での接種が可能というふうなことであります。

接種については、あらかじめ医療機関への電話等での予約が必要であるというふうなことでございます。

その接種医療機関につきましては3ページに掲げておりますが、かかり

つけの方のみ接種できる医療機関あるいは入院している方のみ接種できる医療機関、それからそれ以外の医療機関ということで、それぞれ仕分けをした中での医療機関を掲げております。一般的には、1から21までの医療機関の中でそれぞれ受診できるというふうなことになります。

接種回数につきましては、3～4週間の間隔で2回接種となります。

その他といたしましては、新型インフルエンザワクチンの予防接種につきましては、あくまで任意接種であるというふうなことでございます。

予算書に戻っていただきまして、7節の賃金につきましては、新型インフルエンザワクチン接種業務に係る生活保護世帯及び町民税非課税世帯に発行する代理受領受給資格証明書の発行業務及び接種者に発行されます医療機関からの接種済書からの支払い業務等、業務全体に係る事務補助員の賃金を計上いたしましたものであります。

11節の需用費、医薬材料費につきましては、新型インフルエンザ感染拡大対策としての消毒薬等の追加計上でございます。

13節の委託料であります。新型インフルエンザワクチン接種、郡内受託医療機関における接種料金の町負担分といたしまして、生活保護者及び町民税非課税世帯者として1人6,150円、それ以外の接種者分につきましては4,150円の助成というふうなことで、接種見込者数分を計上いたしましたものであります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、郡外の受託医療機関における町助成分の償還払い分について、接種見込み者数分をそれぞれ計上いたしましたものであります。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

10款の災害復旧費であります。1項2目農地災害復旧費でございます。13節委託料につきましては、農地災害復旧工事に係る測量・調査・設計業務委託料の計上でございます。

内容としましては、お手元の説明資料に基づきご説明を申し上げます。

最初に、中折りの図面をごらんいただきたく存じます。

去る10月8日、台風18号によります災害復旧事業の位置図でございます。農地、田の災害復旧事業箇所につきましては、図面中ほどにありますとおり、所在地が宮床字高山 169の10番地でございます。被害の状況につきましては、写真左の上と下のおり田んぼののり面崩壊となっております。高さが5.0メートル、延長が18.0メートルにわたって崩壊しております。国の災害に該当すると思われるもの、被害額が40万円以上のものがございますが、複数ございましたが自己負担が伴うこともございまして、申し込みはこの1件ということでございました。この農地に係る測量・設計の業務を委託するものでございます。

また、農地、農業用災害被害につきましては、これまで全部で44件の被害の申し出がございました。内訳としまして、今回の国災が1件、小災害が35件、自力復旧が8件と見込んでおります。小災害につきましては、去る10月27日付で復旧事業適用申請を受けるかどうかのご案内を関係の方に差し上げております。国災、小災害の取りまとめができ次第、12月補正での復旧対応をお願いしたいというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

同じく事項別明細書4ページでございます。

10款災害復旧費の2項1目の道路橋梁災害復旧費でございます。委託料でございますが、これにつきましては台風18号により路肩の崩落した町道若畑線の復旧を国災により行おうとするものでございまして、それにかかります測量・調査・設計業務に要するものでございます。

別冊の中折りの図面をお開きをいただきまして、右側に写真を載せておりますのが、場所につきましては、大和町吉田金取地内でございます。町道若畑線でございますが、幅員が3メートルの路線でございます。この路肩が崩落したと。幅は15メートルで滑り落ちたところの高さが15メー

ルございますけれども、この部分についての復旧をしようとするものでございます。

今回の道路、河川関係の災害につきましては、現時点におきまして町道20路線の29カ所、河川は準用河川でございますが2カ所、それから防災調整池1カ所、合計32カ所で災害が発生しておりまして、そのほとんどが宮床、吉田地区の山間部となっております。

国災により復旧を図ろうとするものが若畑線を含めてもう1カ所ございますが、2カ所でございます。それから、町単独債で復旧を図ろうとするものが14カ所を予定してございます。このほかに土砂の撤去や路面の生成など比較的小規模な被害につきましては既設の道路修繕費を使って、あるいは直営で早期復旧を図ってまいりたいと考えております。

復旧に要します経費でございますが、概算で現時点で2,650万円ほどになるものとみておりますけれども、詳細につきましては現在積算中でございますので、次期の議会にお示しをしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番伊藤 勝君。

3番（伊藤 勝君）

インフルエンザワクチンの接種ですけれども、町民にどういう形でこういうお知らせというか、周知徹底をしていくのかという部分がまず第1点で、第2点が道路修繕とかいろいろありますけれども、町民は毎日生活しているわけですから早急に直すべきだと思います。予算がつくまでどうのこうのというのではなく、やはり町民は毎日生活していて、通勤とかいろいろな部分があるので、その辺はしっかり早急な対応をお願いしたいと思います。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

住民に対する周知の方法につきましてのお尋ねであります。新型インフルエンザのお知らせ第6号といたしまして、接種対象者、接種スケジュール、接種方法、それから負担軽減措置及び手続の方法、受託医療機関等の接種場所、相談窓口等を内容といたしますチラシを每户配布する予定でございます。今回できるだけ早く周知したいというふうなことです。ご可決賜りましたら11月の区長配布時に間に合うように今後進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

災害の箇所につきましての対応ということでございますが、住民の生活に支障のないように、暫定復旧も含めて、本格復旧は予算をというふうな形になろうかと思っておりますけれども、支障のないような形で早急に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8番（堀籠日出子君）

それでは、新型インフルエンザワクチンについてお尋ねいたします。

この接種ワクチンですけれども、この接種スケジュール、11月から1月末までと対象者それぞれに月が分かれていますけれども、この接種時期につきまして、このとおり接種しなければならないのか、それとも希望の時期にいつでも接種できるのか、それをお尋ねいたします。

それから、今回の接種につきましては、国の補助金もありまして本当に接種する家族にとっては大変経済的な負担が軽くなるのではないかなと思っております。そんな中で、ことしは国の補助が入った接種ですけれども、これは来年に対しては町の方ではどのように考えているか、もしお考えがあるのでしたらお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

各階層ごとのそれぞれの接種対象者の接種のスケジュールが示されております。これは、それぞれの都道府県ごとに接種スケジュールをワクチンの配布量によって決定されていくというふうなことでありますが、基本的には国の接種スケジュールを基本とするところであります。

それで、その接種スケジュールが、例えばここにあらわしておりますが、幼児1歳から就学前が12月中旬ころというふうなことで予定をいたしておりますが、その以降であればいつでも接種できますが、例えば小学生が12月の下旬ごろになっておりますが、この方々が例えば12月中旬ごろに接種したいというふうなことについては、さかのぼって、前もっての接種はできないというふうなことで取り決めがあります。

そういうふうなことで今後周知を図りながら、計画どおりに接種ができるようお願いしたいというふうに思っております。

それから、来年度のことにつきましては、今後国の動向等も見きわめながらいろいろ考えていけるものというふうに思っておりますが、この優先接種対象者以外の方についても主に成人の方々が今回接種対象になっておりませんので、それらについても11月下旬から12月の初めころまでに国のめどが、今後どういうふうにするか決定されるというようなことで聞いておりますので、それらを含めて今後の考えというふうなことになろうかと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）

8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

それでは、このスケジュールにつきましては各家庭への周知は徹底しなければならないと思いますね。そうでないといつ受けてもいいのかなというふうにとられるといろいろな混乱が出てくるのかなと思いますので、こ

これらの接種のスケジュール、日程については十分に周知されるような体制をとっていただきたいと思います。

それから、今後のワクチン接種ですけれども、これにつきましては、国の動向を見きわめてからということで、もし国の補助がないとなれば、これらのことについての町の対応はどのようになるのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今後の対応ということでございますが、国の動向、今回はこういった基礎疾患のある方、妊婦さん、または幼児・子供、高齢者という形でございますが、この考え方もこのままでいいのかどうか異論のあるところだというふうに思います。実際問題、例えば学校の先生とか幼稚園の先生、または自衛隊の方々、消防署の方々、警察官の方々、そういった方々の考え方はどうするのか、そういったこともあろうかと思しますので、今現在はこの形で進んでいるということでございますので、その状況につきましては、今後そういった全体の動きの中でこういった方向性が出てくるのか、そういったことも見ながら進めてまいりたいと考えます。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）
このインフルエンザワクチン接種の対象者に対するワクチンの確保ということについては、どういう状況の中で今推移しておられるのか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

この接種者についてのワクチンの確保につきましては、国が責任を持ってやるというふうなことでございますので、国と県が流通関係の各医療機関等に対する配分につきましては県が責任を持ってやっているというふうなことで、それぞれの役割分担の中でやっておりますので、そういうふうな中での接種が行われるというふうなことでありますので、私どもの役割としてはやはり住民の方々に接種の時期等の速やかな周知というふうなことになるかと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

16番桜井辰太郎君。

1 6 番 （桜井辰太郎君）

私は特にこの接種については、やはり非常に心配しているところが多いわけでありますから、これらのワクチンの確保の動向などもやはりきちんと調べ、そして現在はどうなっているのかということなども調査をしておく必要があるし、公開する必要も私はあるのではないかと思います。現在の時点はどうなのか、お伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

今後の動向というふうなことでありますが、まず最初に、11月2日から基礎疾患を有する方についてのそれぞれの接種が、最優先の基礎疾患の優先の方々ににつきまして接種が行われるというふうなことでありまして、あと11月の中旬ごろからは第2弾の妊婦さんに接種するというふうな予定で県の方から周知がされております。これらにつきましてもうそういうふうな中での接種が円滑に行われるように対応していきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。12番上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

接種対象者の表がこのように載っていますけれども、例えば一つの学校でほんとに患者が出たとしたときは、それに対する対応策というんですか、クラスなどではやるだろうと思うんです、1人がかかれば。そうすると、そういうときはこのあれは、速やかにそれに対応するようになシステムというのは考えているんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

今回、国からあるいは県から示されている内容では、この接種のスケジュールどおりやるというふうなことで、いわゆる個々に対応というようなことについては、安定的にワクチンが供給できないというふうな状況も考えられるので、そういうふうな接種順序に従って、このスケジュールどおりいくというふうなことでの今のところ県からの通知であります。

議 長 （大須賀 啓君）

12番上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

国からのあれはわかるんですけどもね、実際に学校なんかでほんとに発生したときは、そのクラスなどで一緒に遊んだりなんかして接触が多いから、感染の危険性というのは高いわけですよ。そうしたとき、そういうものに対する対応というのは考えているんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

内容をちょっともう一回……。

議 長 （大須賀 啓君）

12番上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

例えば一つの小学校なら小学校の一つのクラスでね、感染者が出たとしますね。そうすると、このスケジュールではだめで、その交友範囲とかなんとかで感染する可能性のあるところというのは、全然発生していないところより緊急度が高くなるだろうと思うんですよね。しないとだめだというのはね、接種を。そして、広がらないようにするということが必要なのではないのかなと思うんですけれども、その辺はどのように考えているかということです。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

例えば、今、上田議員がおっしゃったような個々のいろいろなケースは当然考えられると思いますけれども、いわゆる発生したところにつきましては、やはりそういうふうな治療とはまた別に、これはあくまで接種の予防という観点からですので、予防につきましては、やはりこういうふうなスケジュールに沿ってワクチンの確保の段階からしていくというふうな順序はちょっと崩していないようであります。（「意味がわからない。いいですか」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

12番上田早夫君。

1 2 番 (上田早夫君)

今の課長の答弁、意味がわからないんですけれども、結局、例えば小野小なら小野小の一つの学校でぽんと感染者が出てですね、そうしたら、その交遊範囲とかそういうところというのは緊急度で早く接種しないと、対応をとらないとばっと広がってしまうんだらうと思うんですよね。ですから、そうしたら、順番でこうふうにするスケジュールを変えてですね、そのこのところの回りをやって広がらないような方策というのか、次の手というのか、それは考えているんですか、考えていないんですかっていうことです。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長(瀬戸善春君)

例えば今の話はあれですよ、接種した方が早くその広がりが防げるのではないかというふうなことで、そこをやはり重点的に接種をしていくというふうな考えでできないのかというふうなお尋ねだと思っんですけれども、そういうふうな場合についてですね、個々のケースについては、私もちょっとよくまだ把握はしていないわけではありますが、国からの、あるいは県からの通知の中では、あくまでこのスケジュールどおりやっていくというふうな基本的な考え方しかまだ示されておられませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)

12番上田早夫君。

1 2 番 (上田早夫君)

要するに、例えば小野小なら小野小の一つのところでぽんと出たらですね、そのこの範囲というのはやはり感染が広がる確率というのは高いわけですよ。そうすると、全然あれしないところの分をこっちに持ってきて、例えば対象が小学校1年生から3年生のところは対象になるけれどもとい

う時期ですね。1月とか2月。だけれども、6年生ぐらいになると3月になってしまうわけですね、対象がね。それをほかの、例えば発生していないところの薬をこっちに持ってきてですね、6年生までこっちで先にやってしまうと、そういう臨機応変な対応の仕方というのは、次の手というんですかね、そういうものは考えているんですかということです。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

県からのいろいろなワクチンの配分というふうなことにつきましては、やはりその接種対象者のいわゆる人数とか、そういうふうな時期的なものがありますので、そういうふうなものについての配分というか、流通をさせていくということでもありますので、例えばそういうふうな地域限定的ですね、流通を移動するとか、そういうふうなものについては現在のところちょっと今考えてはいないのではないかと。ちょっとその辺はまだよく私どもは承知していないんですが、基本的にある程度接種の流通量を配分して行って、その中での各医療機関で予約を受け付けて接種をしていくというふうな考えで今回やられるというふうなことで聞いております。

議長（大須賀 啓君）

まだ上田議員、ご理解できませんか。（「いや、ちょっと……」の声あり）では、上田早夫君、どうぞ。

1 2 番（上田早夫君）

今考えていないというのはわかったんですけども、では、現実には起こったらね、そういう臨機応変に対応することというのは必要ではないかなと思うんです。ですから、そういうことまで考えて、私の質問の趣旨は考えてほしいなという考えが根底にあって質問しているわけなので、その辺はどういうふうに考えていますか。一切そのスケジュールどおりにしか動かないという考えでそのままいくんですか。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

いろいろな状況が考えられると思いますけれども、やはりワクチンの量の確保の中で初めて接種ができていくわけですので、そのワクチンのそれぞれの量に応じた接種対象者が決められておりますので、その中での接種をスケジュールどおりやっていくというのが大前提だというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにありませんか。5番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

今度の災害ですね、特に吉田、宮床が多かったわけですが、特に吉田の方が多かったような気がします。私も翌日災害現場をいろいろ見て歩いたわけですが、特にこの写真のところですね、これはやはり見ますと道路側溝がなかったのがこのように大きく崩落した要因の一つではないかと思うように思います。この上にあります家の方もですね、自分の土地を提供してもいいから今度は側溝をつけて早急の復旧をしてほしいとそういうことも言っていますので、早い復旧をお願いしたいと思いません。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁は要りますか。（「はい、ください」の声あり）都市建設課長高橋久君。

都市建設課長（高橋 久君）

この若畑線の町道ですけれども、側溝がなく、今回の大雨の際はこの道路を雨水が流れて、それが路肩にしみて崩落したのではないかというふうに見ておるところでございまして、復旧にあたりましてはこういうことが

連続して起こらないように、やはり側溝をつけたもの、それから山の方です、崩落側の方に水が行かないような工夫、これも考えて施工したいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）
14番中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

今回の災害の方ですけれども緊急の対応をなされた。今回タイミングよく明るいうちに時間的に雨量もとまったということなんですけれども、前回も前回もですね、高田周辺、今回避難をしていますけれども、いつも事務組合の前が洪水で事務所まで水が入ると。やはり今前者が申したとおりに、排水口の設置が今までも議題とされていることですから、もう少しあの辺の側溝の拡幅なりと、それから下流に流れる分の整備を早急にしないとだめではないのかなと我々も今まで見ていますけれども。

それで、現在ですと、今回食堂がある後ろののり面なんかも工事をやっていました。そういう関係で4号線をまたぐあそこの、U字溝になっているのか、穴になっているのか、かなり大きなものもあるけれども、その下の方がまぼろしのようにになっているというふうなうわさもございますので、ぜひともその辺の排水の設置の位置の確認と、確認はされていると思います、その辺の対応を急がなければならないのではないかなというふうに思いますので、その辺の全体に見た中でも毎年大雨が来るとどういふわけか高田の4号線側が被害に遭うというような形ですから、担当課としてどのように早急な対応をなされるのかなというのが一つ。

もう一つは、インフルエンザについてですけれども、前者も申しましたが、例えばこの予定表でまいった場合ですね、結局、妊婦さん、基礎疾患のある患者、そういうものはよろしいとしても、もし1年1組で4人がそういうインフルエンザにかかったよと。それで、5人目になると学級閉鎖をしなければならないというような観点で恐らく前者も言っていると思うんです。そういうときはそういうクラスを優先に町では考えられるのかというようなお話だと私は聞いたんですけどもね。そういうクラスごと

に学級閉鎖をすればいいと。ところが、その1年1組の子供さんがインフルエンザでも、中学生の3年生が同家族にいるといった場合には非常に感染が多いのではないのですかということだと思えます。その辺を国の定めた対象スケジュールによってやるということは決まっているんでしょうけれども、町としての何かの工夫はありますかということで私もお聞きをしておきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

国道4号線を挟みまして、高田川の方の排水の件だというふうに思っておりますが、今回その排水に基づいての被害というふうな状況で把握しているところではございませんけれども、排水先が能力的に落ちている状況もあるかと思いますが、再度ちょっと現地を調査してみたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

各優先接種対象者ごとの接種区分であります。この接種の時期等につきましては、やはり先ほども申し上げましたように県が決定する事項になっております。ですから、やはりそのワクチンの量等を確保しながらそれぞれの接種を各カテゴリーというか、区分ごとに行っていくというようなことになっておりますので、ケースごとにそれぞれやるというようなことについては難しいのではないかとこのように思っております。医療機関との国との契約の中でも、いわゆる各階層ごとの接種開始以前に、他の接種対象者をやるというようなことについては、契約違反というようなことにもなっておるようでありますので、この接種スケジュールをベースにして進められるということをご了解いただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
14番中川久男君。

1 4 番 （中川久男君）

今回の災害の方で調査というような今担当課の説明でございますが、結局先般あの近辺で道路も直しております。その接続する民家の、結局そういう排水口の整備なり、そういうものがちゃんとした道路に面して排水されるような、早急にそれをやらなければ、あそこはいつまでたっても水があふれているよと。だから、地域の方の意見も聞きながら、やはりその辺の側溝の整備なりも早急に急がなければ、あそこはいつだっても水があふれるよというふうになりますから、その辺の対応をもう一度お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

町道に接する部分の側溝ということでのことか、あるいは農業用水排水の関係、これもあろうかと思えます。そういう意味を含めまして、多分に農業用の排水も絡んでのことかと思えますが、含めましてちょっと調査をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。（「1点だけ」の声あり）11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

災害に関して一言、言っておきたいと思えます。

今回、いわゆる県道の排水が集中して流れる箇所が、地元から要請があつて、何か対応してくれというようなことが以前にあつて、それができかねて県で土のうを積んでいたと。だから、土のうを積んだためにその次の

箇所からあふれた水が流れて、実は水利災害が起きたというケースがございます。そこで、その地権者がそのことを県にいろいろ問い詰めたら、さらにその土のうを今度はこの前の雨で延長したと。そうしますと、今度はその次が危ないんですよね。だから、そういうケースの場合、県道ですが、町と連携しているのかどうか。県はただそこから水が流れなければそれでいいのだという対応をしますけれども、その辺を少し調整をしていたきたいなというふうに思いますので、一言ご回答をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

今回の県道沿いにおきましての災害につきましては、状況について仙台土木事務所の方に報告し、その対応を願ったところでございます。現地の方に行きまして調査をしていったところであります。現時点で土のうをさらに延長した形で、反町の地区でございますが、根本的には対策とはなっていない状況と私も見ておりますので、さらに申し上げていきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
1 番藤巻浩史君。

1 番 （藤巻浩史君）

新型インフルエンザで一つだけちょっと確認したかったんですけども、先ほど対象が1万2,000人ということで、これは順番がハイリスクからだんだん、まあ、ローリスクというのかよくわかりませんが、それで1月の終わりには中学生ということですが、ただ、いわゆる普通の方だって風邪は絶対引く、ただ重病になるかならないかということだろうと思うんですけども、これは全体のワクチンの量とかということもあるのかもしれないんですけども、いわゆる普通の方々についてはワ

クチンが回ってくるのかなというのが一つ、あるいは多分この順序からい
えば、希望しても1月まではやれないというよりもやらないということだ
ろうと思うんですけれども、例えば2月なりということで希望される方と
いうのは可能なかどうか、あるいは助成の対象となるのかどうか、見解
があればお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

はい、お答えいたします。

今回のワクチン接種につきましては、国の考えに基づいてそれぞれ実施
されているわけではありますが、国の考えといたしまして、いわゆるご指摘
の優先接種対象者以外の接種についてであります。これにつきましては
国の考えといたしまして11月下旬から12月をめどに全国の接種状況を調査
いたし、あるいは輸入ワクチンの入荷見込み等を勘案して優先接種対象者
以外の接種について考えていきたいというふうな考えでございます。以上
であります。

議 長 （大須賀 啓君）

1 番藤巻浩史君。

1 番 （藤巻浩史君）

ないわけでもないというふうなことのようですけれども、その上で1万
2,000人というふうに今回の対象を考えていらっしゃるわけですけれども、
そうするとその場合には、例えばあと4,000人分ぐらいとかというふう
になるのかどうか、これは大ざっぱな言い方ですけれども、その方につ
いて、今回には入っていないですけれども、いわゆる1人にすると1,000円
という今回の助成のことですけれども、それについては多分今回の予算に
は入っていないですので、また考えるということになるんでしょうか、お
願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在、その人数的なものにつきましては、対象者が絞り込まれております。これはご承知のとおりワクチンの量、そういったものの中でこの人数に全国としてやっていくという考え方でございます。今後どのような接種の人数とか、そういったことが変わってくることによって動きが出てくるのかもしれませんが、現在のところはこの形でやっておりますので、町としましては現在の対象者を補助の対象、1人1,000円ではなくて4,150円でございますよ。ご負担が1,000円ですからね。そこを勘違いしないでください。そういう形でやっていきたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今度の災害で先ほど排水等々の被害があったことを伺いましたが、私が見てこの排水の方ではなくですね、上の方から、用水の方、大きなU字溝を入れてやっておりますよね。あの流れで急に来ましたら、下の方がやられるのは確実に当たり前のことですよ、あれはね。今までの工事のやり方が正しかったのかどうか。排水、排水と言うけれども、その前の用水をあのぐらいにふやした場合、山で降ったら今回のところはね、あの吉田川の4号線の上の方がうんとあふれた。下の方は被害に遭っていないんですよ、余りね。ということは、山の水が降ったのを一気に下に来るからあそこで滞った。ですから、八志田堰等々の用水を八志田の方であれぐらいの用水で工事をやってきたら下の反町の方でやられるのは当たり前ですよ。ですから、この工事のやり方ですよ。それを今から精査していかなければ、幾らやったってますます下の反町の方で被害が大きくなってくると私は思うんですが、今後の用水等々のやり方はどのような考えでおるか、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

今回の経緯につきましては、町長のあいさつにありましたとおり、嘉太神で時間雨量が63ミリで、降り始めから 241ミリということで、かなりの量を記録したわけでございます。特に吉田地区が被害が多いということがございまして、特に八志田堰につきましては、今工事もやっているということもございまして、10月23日に県の王城寺原補償工事事務所の方に産業振興課、都市建設課の方で参りまして、今回の被害の状況の説明をさせていただいております。そして、さらに今回も八志田堰の工事が始まるものですから、今回の被害の状況を伝えまして、さらに被害が大きくなるないように要請をしておるところでございます。以上であります。

議 長 （大須賀 啓君）
4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

ですからね、今までの土側溝みたいにゆっくり水が流れてくるんでしたら私もわかるんですけどもね、今回みたいに上の方から段々整備してくれば下がかならずやられますよ、今から。ですから、私たちは堀を払うでもなんでも下から払っていくのが筋なんでよね、はっきり言って、排水の方から。それを上の方から直してくるということ自体、私はおかしいと思うんですよ。ですから、今から幾ら上の方から直してきたって、下が今度はその水の勢いでますます削られますよ。ですから、私は下の方から整備していくのならば話はわかるんですけども、今まで通り上からやったら被害は下の方でますます今から大きくなるというんですけども、その計画はどうなんでしょうかね。

議 長 （大須賀 啓君）
産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

今、ご質問の上流だけではなくて、下流の方からのそういう側溝の見直しをということでございますけれども、おっしゃるとおりですね、あと都市建設課、産業振興課と内部で協議をしながら、さらに県の方の絡みもあるものですから、そちらの方の要望をして今後詰めて対応していきたいというふうに考えてございます。

議長（大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 11時04分 休 憩

午前 11時13分 再 開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 「議案第82号 平成21年度もみじヶ丘保育所増築等の
工事請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第5 議案第82号 平成21年度もみじヶ丘保育所増築等の工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第82号 平成21年度もみじヶ丘保育所増築等工事請負契約についてご説明を申し上げます。

この工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記

契約の目的 平成21年度もみじヶ丘保育所増築等工事

契約の方法 一般競争入札による請負契約

契約の金額 金 4,515万円（内消費税 215万円）

契約の相手方 仙台市青葉区上杉1丁目17番18号 株式会社阿部和工務店

詳細につきましては、別冊の議案第82号関係資料でご説明をさせていただきます。お開きをいただきまして、1ページ目でございますが、この入札の状況ということで書いてございますが、入札参加条件として、1点目が地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号、一般競争入札参加の資格の欠格条項でございますが、これに該当しないということでございます。2点目として、県内の地方自治体からの指名停止処分を受け、また入札公告日に指名停止を受けている期間でないこと。3点目に、平成21年、22年度大和町建設工事入札参加資格の承認をされた者。4点目が、県内に本社もしくは営業所を有する者。5点目が、大和町の入札参加資格の建築工事の格付けがA級もしくはB級であること。6番目の建築業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。7点目が、この工事の種類に対応する国家資格を有する監理技術者を工事現場に専任で配置できることの条件を付してございます。

入札の方法でございますが、ダイレクト型の一般競争入札でございます

す。予定価格につきましては、事前公表とさせていただきます。低入札調査基準価格を設定してございます。この入札に関して応募者が5社に達しない場合は、再公告するという条件でございました。この結果、入札の参加者は7社で、記載の業者でございます。

次の2ページをお開きをいただきまして、入札の結果でございますが、10月23日に執行した結果でございますが、順位が第1順位から第7順位まで記載してございますが、結果につきましては低入札での札入れが5社ございました。それで、予定価格につきましては5,950万円。低入札調査基準価格は5,057万5,000円。設定率85%でした。この結果、5社が低入札調査基準価格を下回った応札額となり、落札を保留したところでございます。

この結果を受けまして、②でございますが、10月27日に応札社から積算内容について事情聴取を行い、10月28日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりに履行が可能か審査を行ったところでございます。その委員会での調査につきましては、低入札価格事情聴取ということで、低入札価格失格基準の第3条に定めております12項目、これに該当しないことを確認しております。それから、低入札価格調査ということで、積算内容、著しく安くできる根拠、経営状況、配置予定技術者、現在の手持ち工事の状況、過去に完了した工事、労働者の手配先、取引銀行その他資本金や売上高等について調べを行いました。これにより第1順位の者を審査した結果、積算の内容の精査及びその基準に照らし合わせた結果、契約どおりの履行が可能と判断し、落札を決定し、平成21年10月29日に仮契約をしたところでございます。

工事の概要でございますけれども、施工場所につきましては、大和町もみじヶ丘三丁目地内。完成工期につきましては、平成22年3月5日を予定しております。

それでは、工事の内容を詳しく申し上げますけれども、図面で申し上げたいと思います。今回の工事につきましては、3ページの平面図でございますが、木造の平屋建てでございます。トタンぶきで、延べ床面積が217.76平米でございます。工事としては建築工事、電気設備工事、機械設備工事でございます。

詳細につきましては、4 ページ目の平面図がございます。

赤で表記した、あるいは囲い込みした部分が増築部分でございます。青で表記した部分は改築になる部分でございます。

今回の増築部分でございますが、これが保育室 2 部屋を設けてございます。保育室につきましては56平米、両方同じでございますが、この中にはロッカー数18個、18人収容というものを今回整備するものでございます。それから、中央に幼児用のトイレ。大便器が4組と小便器が3組の設置をしております。それから、職員用のトイレが1カ所。それから、倉庫です。これは15平米です。そのほかに施設の前に水飲み場、足洗い場を設置するというふうな増築部分の内容でございます。そのほかに図面の左下に屋外キュービクルがございますが、屋外の電気設備の設置を今回してございます。

それから、改築部分でございます。ここに保育所(1)の「廊下」と書いてございますが、現在は保育所の一部屋になっておりますけれども、これを間仕切りしまして廊下をつくりまして、隣の今回の増築部分と接続する形で工事を施工するように考えております。この廊下部分に布団収納庫がございましたので、この部分につきましては同じ部屋の中に移設をするといった内容でございます。

それから、「調理室」というふうに青で書いてございます。ここは現在ワークスペースになってございます。調理室とワークスペースに壁がございますので、その壁を撤去しまして、新たに壁を設置して調理室を広げる。これは、園児がふえることに伴いまして、調理室をふやしたいというふうに思っております。

それから、「調理室トイレ」の改修でございますが、現在扉の上が開いている状況でございます。衛生上よくないという指摘がございましたので、ここの部分につきまして壁を設置しまして密閉する形でトイレ室として設置をし、使えるようにする。現在使っていないところをできるようにするというような形で整備をするということでございます。

それから、遊戯室のところに「パッケージ型消火設備」と書いてございます。これは今回の増築に伴いまして、消防法からしますと全体面積が700平米を超えますと消防設備が変わりますので、今回パッケージ型の消火設備

を新たに設置する形になります。それから、増築部分の廊下のところにもパッケージ型の消火設備を設置するといった工事になるものでございます。

この増築部分と既存部分の間、一間分が開いてございます。この開いている部分につきましては渡り廊下を設置する計画でございますが、町の単独事業でこの工事とあわせまして実施したいというふうに考えているところでございます。

こういった工事でございますが、詳細につきましては下の箱の中に書いてあります建築工事でございますが、土工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、防水工事、タイル工事、木工事等でございます。

電気設備につきましては、電灯設備、動力設備、受変電設備、放送設備、インターホン設備、自動火災警報装置等でございます。

機械設備につきましては、空調設備、暖房設備、換気設備、給排水設備、給湯設備、消火設備の内容になっているものでございます。

よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

この入札ですけれども、入札の基本にのっとった入札がされているのは重々存じていますけれども、今、建設業なりどの企業でも仕事がなくで大変な状態である中で、今回も町内の方が2社、後は町外の方なんです。結局町外の方が今落札保留となっているわけですけれども、これは何らか町独自の入札方法なんかを取り入れた中で、町内の業者が入札できるような方法は考えられないのでしょうか。せっかくこういう事業が町にあったとしても、町内の事業所が全然仕事をとれない状況では全然何かありがたいというか。そんな形の中で、ぜひこういう町独自の入札方法で町内の業者が仕事ができるような方法を考えられないのかをお尋ねいたします。

それから、既存と今度新しくなる部分の接続が渡り廊下ということです

けれども、この1間の渡り廊下ですが、これには屋根がかかるのでしょうか。大和町の保育所するときも南側に増築したときに渡り廊下ということで大分長い廊下があるんですけれども、いろいろ要望したときに、消防法で囲いできないとか屋根がかけられないとかいろいろあったんですけれども、利用者の皆さんからの要望が多くて、結局渡り廊下の両方に壁をつけてもらって、そしてまた雨風が入らないようにビニールをしていただいて何とか、それでもまだ雨が降ったり雪が飛んできたりというので不自由な渡り廊下になっているんですけれども、このもみじヶ丘もやはり渡り廊下となっているんですけれども、利用者が足を濡らしたり、後はまた棧橋とかなんかの渡り廊下で足をけがしたり、そういうことのないようしっかりした渡り廊下をつくっていただきたいと思うんですけれども、この渡り廊下についてどのような方法をなさるのか、お尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

入札の方法ということでのお尋ねでございましたので、私の方からお答えをさせていただきます。

ご意見の内容については十分理解はするところでございますけれども、反面競争性の確保という形で業者の数を、今回の場合は一般競争入札でございまして、5社未満だった場合は再公告をすとかそういった手当てを行っておりますので、全面的に町内の業者さんに工事が回るようにという配慮でそういった入札方法を選択するというのは、今の社会全体の流れからするとなかなか難しいところがあるのかなと。ただ、町内の業者等の受注の機会をふやすと。後は業者の努力になろうかと思いますが、そういう部分も含めて協議をしながら対応策を考えるというのが現時点では精いっぱいかなというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

この渡り廊下につきましては、ご指摘のとおりぬれない形で考えているというところでございます。いわゆる衝撃を吸収するエクспанションジョイントという形のものがございます。これをつけた形で屋根つきで囲うものを想定してございます。

ただ、現在それを接続することによって耐震基準を満たさないといけない、あるいは耐震基準を診断して補強しないといけないというふうな法制度になっております。この法制度が一般住宅においては緩和措置されておりまして、その既存部分に手をつける必要はないというような制度に切りかわっております。この制度の切りかえがこの保育所にも適用されるということで、現在はそういったものはないところでございます。それで、その改正が間もなくなるんだらうというふうな、一般住宅がなっておりますので、その状況を見る必要があるというふうなところがございます。

こちらの考えとしましては、しっかり囲った中でそういった構造物をつけて既存住宅の方に影響しない形の、衝撃力を吸収する形のものを設置してやりたいというふうな考えでおりますが、今やると床をはがしたりして補強用の金具をつけたりなんかしないといけない工事が必要になると。そうなるのとともその工事は間に合わないので、ここは分離した形で今考えておりますけれども、想定としてはそういったものをつけたいというふうに今思っているところでございます。その要件が満たされる時期を今見ている状況もございます。

議 長 （大須賀 啓君）

8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

入札方法につきましては、なるべく地元の方々が受注できるような方策をぜひ考えていただければと思います。

また、渡り廊下につきましても子供たちなり父兄の方々が不便を感じないような方法でぜひお願いしたいと思います。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。10番浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

入札の参加条件等々7項目ありましたが、総合評価方式を採用しなかったということですね。今ほとんど国、県あるいは地方自治体においても総合評価方式を採用するようになってきておる、傾向としては。どうして採用しなかったのか、その点だけを伺っておきたいと思います。

議長 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

最近、全体の傾向として価格面だけではなくて品質的なものということで、総合評価方式での検討をというふうな方向づけはされております。ただ、すべてそれでという形ではございません。

今回につきましては、まず木造の建物を増築するという内容で、技術的な内容についてはそれほど高度な技術を要するというものが余り見当たらないと。技術的な競争をするというか、提案での競争該当項目が少ないということと、それからもう1点はこれからの実施の中で、来年4月から子供さんを受け入れる体制に整えるということで、時間的なゆとり等そういった部分も含めまして、現在の状況でぎりぎりいっぱいぐらいかなというようなスケジュールになってございますので、そういう両面から判断をいたしまして総合評価方式の対象としなかったところでございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ほかに質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第83号 損害賠償の額を定め和解することについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第83号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

議案書4ページでございます。

議案第83号 損害賠償の額を定め和解をすることについてでございます。

平成21年9月10日、大和町吉岡で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解をすることについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いをするものでございます。

記としまして、相手方は大和町〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇様であります。

事故の概要でございます。大和町の職員の運転する公用車が、平成21年9月10日午前9時10分ごろ、大和町吉岡字町裏16番地内、大和町役場第1駐車場、ちょうど庁舎の南側駐車場でございますが、車庫内に2列縦列で駐車している公用車の後列車を使用するため入れかえ作業中に、車庫に後進で入庫する際、公用車後部右側バンパーと役場に来庁し、駐車場の空いている場所を探すため停車中であつた相手方車両の右側前部フェンダーとが接触したものであります。

損害は、町の公用車はバンパー右隅にごく軽度のすり傷、相手方である〇〇氏の車は右側前部フェンダーがへこんだものであります。

損害賠償の額であります。大和町と〇〇氏は、過失割合を大和町が100、〇〇氏が0とし、大和町は〇〇氏に対して、〇〇氏の車両の損害額14万4,585円に過失割合の100%を乗じて得た額の14万4,585円を支払うとするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。12番上田早夫君。

1 2 番 (上田早夫君)

この事故ですね、このとき運転した職員に対して町はどのような対応をしたんですか。それだけお聞きしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

事故を起こした職員につきましては、上司であります管理者を通じて町長に事故の報告をし、その顛末書について事故の経緯と内容についての報告をさせ、町長より口頭で注意を与えたところであります。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第7回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前 11時38分 閉 会